



Title	英国の番組規制における適切な公平性（due impartiality）の現在地：GB News と近時の高等法院判決をふまえて
Author(s)	木下, 岳人
Citation	阪大法学. 2026, 76(2), p. 89-119
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106133
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

英国の番組規制における 適切な公平性（due impartiality）の現在地

——GB News と近時の高等法院判決をふまえて——

木 下 岳 人

- 1 はじめに
- 2 英国における番組規制の枠組み
- 3 「適切な公平性」の解釈と適用
- 4 GB News の台頭と Ofcom への批判
- 5 GB News 事件判決
- 6 日本の番組規制への示唆
- 7 おわりに

1 はじめに

2025年は、テレビ報道における政治的公平性の在り方が強く意識された年であった。きっかけは、2024年11月17日に投開票が行われた兵庫県知事選挙である。同選挙では、ウェブ空間における活発な情報発信が観測され、それが選挙結果にも一定の影響を及ぼしたと考えられている。他方で、法律によって政治的公平性が要求されるテレビ局では、いわゆる「量的公平性」に囚われるあまり、有権者の投票判断に際して有意な材料提供ができていなかったのではないかと問題意識が広く共有されるに至った。⁽²⁾

このことを契機として、テレビ各局では選挙報道の在り方が見直され、2025年の参議院選挙では量的公平性から質的公平性への転換が強く意識されるようになった。⁽³⁾ この問題については近時のメディア法分野の研究者の論稿にも言及があり、実務・学術の両分野において、高い関心が寄せられていることがうか

がわれる。

テレビ放送の先駆者である英国においても、法律が要求する「適切な公平性（due impartiality）」の在り方に関する議論が盛り上がりを見せている。そのきっかけは、2021年6月にテレビ放送を開始した GB News というニュース・チャンネルの存在である。GB News は、右派の政治家を積極的に起用するキャスティングや特定の見解を前面に打ち出す演出手法により、英国内でたびたび物議を醸してきた。英国の規制当局である放送通信庁（Office of Communications、以下「Ofcom」）は、同局の放送コード違反を複数回にわたって認定し、2024年には10万ポンドという高額の制裁金を課すに至っている。

他方で、2025年3月には裁判所が GB News の異議を認め、公平性違反を認定した Ofcom の決定を破棄した判決（以下「GB News 事件判決」）が注目を集めた。裁判所によって Ofcom の決定が覆されるのは現行制度下において初の出来事であり、英国では大きな驚きをもって受け止められた。同判決を受けて、Ofcom は公平性に関する規制を強化すべく放送コードの改訂を検討したものの、最終的にはその下位規範であるガイダンスの改訂という形にとどまっている。

英国と日本では番組規制の法的な枠組みや公平性規律の内容も異なる。しかし、番組規制における公平性と政治のかかわりは両国に共通するホット・トピックであり、GB News を巡る近時の英国の動向は、日本の公平性規律の在り方を考えるうえでも一定の参考材料となりうるのではないか。このような問題意識を背景として、本稿では英国の番組規制における「適切な公平性（due impartiality）」の現在地を明らかにすることを試みる。

2 英国における番組規制の枠組み

(1) 2003年通信法（Communications Act 2003）

英国のテレビ放送における公平性の歴史は長く、BBC は当初から放送内容の中立性・公平性を期待されて設立された放送局であった。また、商業放送に関しても、その創設当初から根拠法令（Television Act 1954）に公平性要件が

英国の番組規制における適切な公平性（due impartiality）の現在地

規定されていた。日本と同様、放送に公平性を要求することの是非やその正当化根拠⁽⁵⁾を巡る議論には多くの蓄積があるものの、今日に至るまで公平性要件は堅持されている。

放送の公平性に関する現在の法的根拠は、2003年通信法（Communications Act 2003、以下「2003年通信法」または「法」）にある。法319条1項は、Ofcom に対し、「基準目的（the standards objectives）」を達成するために適切な基準を制定・改訂する義務を課す。そして、第2項において Ofcom が達成すべき「基準目的（the standards objectives）」の具体的内容が14項目にわたって列挙されている。そのうちの1つが公平性に関する項目であり、「テレビ・ラジオ放送に含まれるニュースが、適切な公平性（due impartiality）をもって報道され、かつ法320条に定める公平性要件が遵守されること」を要求している（c 項）。

そして、法320条は「特別な公平性の要件」（special impartiality requirements）として、①「政治上または産業上の論争に関する事項」（matters of political or industrial controversy）」と「現在の公共政策に関する事項」（matters relating to current public policy）に関しては、②放送サービスの提供者の見解が排除され、適切な公平性（due impartiality）が維持されなければならない旨を規定している。このように、英国の放送における公平性の維持は、日本法と同じく法律上の要請である。

（2）放送コード（The Ofcom Broadcasting Code）

法319条に基づき Ofcom が制定する基準が、放送コード（The Ofcom Broadcasting Code）である。

放送コードは全部で10章（Section）に分かれ、各章は関連する規則（Rule）によって構成されている。全10章のうち、本稿と関係するのは第5章の「適切な公平性と適切な正確性（Due impartiality and due accuracy）」である。同章では5.1条から5.13条に至るまで、全13項目の規則が規定されている。放送コードを制定・改訂する場合、Ofcom は事前に草案を公表のうえで放送事業者を含む関係当事者と協議を行わなければならない（法324条1項・2項）。また、放送コードの規則を遵守することは、放送事業者が認可を受けるにあつ

での条件となる（法325条1項）。

(3) ガイダンス

Ofcom は放送コードに定められた規則の解釈や運用を示したガイダンス（Guidance）を公表している。ガイダンスは頻繁に改訂され、本稿執筆時点での最新版は2025年10月20日に公開されたものとなる。

ガイダンスの記載は細部にわたり、第5章（規則5.1条から5.13条）については69項目にわたって解説が示されているほか、各規則において過去にOfcom が違反を認定した事例や、逆に違反を認定しなかった事例の参照情報も掲載されている。

このように英国では、①法律レベル（2003年通信法）で Ofcom に対する規定の制定義務（放送事業者に対する規定の遵守義務）が課せられ、②かかる法律上の要請（授權）に基づき、Ofcom が全10章から成る放送コードを策定し、③これに加えて Ofcom がガイダンスを策定・公表することにより、放送コードを構成する各規則の解釈や実務運用の具体化が図られていることになる。このような三層構造（①法律、②放送コード、③ガイダンス）が、英国における番組規制の基本的な枠組みとなる。

3 「適切な公平性」の解釈と適用

(1) 「適切な公平性」に関する規則の内容

「適切な公平性」は法律上の要請である一方、その具体的な行為規範は放送コードの規則に委任されている。放送コード第5章における各規則の具体的な内容は下表のとおりである。

表1：放送コード第5章の各規則

①ニュースにおける適切な公平性と適切な正確性

5.1	ニュースは、いかなる形式であれ、適切な正確性をもって報じられ、かつ、適切な公平性をもって示されなければならない。
5.2	ニュースにおける重大な誤りは、通常、放送を通じて速やかに知らされ、訂正されなければならない（BBC のオンデマンド・プログラム・サービスの場合は、速やかに訂正されなければならない）。訂正は適切に編成されなければな

英国の番組規制における適切な公平性（due impartiality）の現在地

	らない（BBC のオンデマンド・プログラム・サービスの場合は、視聴者に対して適切に告知されなければならない）。
5.3	いかなるニュース番組においても、政治家をニュース・キャスター（newsreader）、インタビュアー（interviewer）、またはリポーター（reporter）として起用してはならない。例外的に、編集上の正当な理由がある場合を除くが、その場合には当該人物の政治的立場を視聴者に明確に示さなければならない。

②特別な公平性の要件：ニュースその他の番組

見解や意見の排除（The exclusion of views or opinions）	
5.4	対象となる放送サービスにおける番組は、政治上または産業上の論争および現在の公共政策に関する事項について、放送サービスを提供する者の見解や意見に関する一切の表現を排除しなければならない（ただし、その者が立法機関または法廷において発言する場合を除く）。また、番組サービスの提供に関する見解や意見は、本規定の対象から除外される。
適切な公平性の保護（The preservation of due impartiality）	
5.5	政治上または産業上の論争および現在の公共政策に関連する事項については、対象となる放送サービスの提供者は、公平性を保たなければならない。これは、単一の番組内において、あるいは一連の番組全体を通じて達成されうる。
5.6	同一の主題を扱う、編集上関連づけられた番組の放送は、放送事業者が適切な公平性を確保することを目指すシリーズの一部として、通常、放送中に視聴者に対してその旨が明確にされなければならない。
5.7	見解や事実は、歪曲されてはならない。また、見解は適切な時間軸において、その重要性を十分に考慮して提示されなければならない。
5.8	番組の公平性が疑われるようリポーターや司会者のあらゆる個人的利益は、視聴者にとって明確にされなければならない。
5.9	司会者およびリポーター（ニュース番組の司会者およびリポーターを除く）、「個人的見解を含む番組」または「制作者独自の視点による番組」（“personal view” or “authored” program）の司会者、討論番組の司会者は、政治的もしくは産業的な論争または現在の公共政策に関連する事項について、自らの見解を表明することができる。ただし、対立する視点は、当該番組内、あるいは一連の番組全体において、適切に提示されなければならない。さらに、司会者は、レギュラー出演という立場を利用して、適切な公平性の要件を損なうような方法で自身の見解を推進してはならない。司会者が進行する電話参加型番組においては、対立する見解を奨励しなければならない、また排除してはならない。

論 説

5.10	「個人的見解を含む番組」または「制作者独自の視点による番組」（またはその一項目）については、その旨を冒頭で視聴者に対して明確に告知しなければならない。これは最低限の要件であり、あらゆる状況においてこれだけで十分であるとは限らない。
政治上または産業上の主要な論争および現在の公共政策に関する主要な事項	
5.11	上記の規則に加え、対象となる放送サービスの提供者は、政治上または産業上の主要な論争および現在の公共政策に関する主要な問題について、各番組内、あるいは明確に関連付けられた時宜を得た一連の番組内において、適切な公平性が維持されなければならない。
5.12	政治上または産業上の主要な論争および現在の公共政策に関する主要な事項を扱うにあたっては、適切に幅広い範囲の、意味のある見解を番組に含め、各番組内または明確に関連付けられたタイムリーな一連の番組内において、それらに適切な重み（due weight）を与えなければならない。見解および事実は誤って伝えられてはならず、歪曲されてはならない。
政治上または産業上の主要な論争および現在の公共政策に関する主要な事項についての、見解や意見の不当な突出の防止	
5.13	対象となる放送サービスの提供者は、提供するあらゆるサービスに含まれる全番組を全体として見た場合に、政治的もしくは産業的な主要な論争、および現在の公共政策に関する主要な事項について、特定の個人や団体の見解や意見を不当に突出させてはならない。

上記の公平性に関する規律には、いくつかの特徴的な点を見出すことができる。

第一に、「ニュース」および「ニュース番組」を対象とする規制（5.1条から5.3条）と、番組全般を対象とする規制（5.4条から5.13条）とで規制内容が異なる点である。これを象徴するのが5.3条で、「ニュース番組」においては政治家を番組の進行役（キャスター、リポーター、インタビュアー等）として出演させることができない。これはいわば形式面に着目した規制であるから、違反の有無の認定にあたって現実には公平性が損なわれていたかどうかは問われない。また、5.1条は「ニュース」全般について適切な公平性を維持することを要求しており、報じられる（取り扱われる）対象に限定はない。

第二に、番組全般に対する公平性規制の一部は、「政治上または産業上の論
（阪大法学）76（2-94）436〔2026.7〕

争および現在の公共政策に関する事項」（5.4条および5.5条）あるいは「政治上または産業上の主要な論争および現在の公共政策に関する主要な事項」（5.11条から5.13条）に限って、「適切な公平性」を保護するための規律が適用されるという点である。裏を返すと、上記事項に該当しないのであれば「適切な公平性」が維持されなくても規則違反にはならないことになる。これは、「ニュース」における適切な公平性が対象を問わず要求される（5.1条）ことと対照的である。

このように、公平性に関する規則は、①その対象が「ニュース」または「ニュース番組」に該当するか否か、②取り扱われる事項が「政治上または産業上の論争および現在の公共政策に関する主要な事項」に該当するか否かによって、適用されるルールや規制の内容が変わってくる。

また、ニュースに対して特に厳格な規制が課されているのは、「放送ニュースが民主主義社会において基本的な重要性を持つことから、視聴者の放送ニュースに対する信頼を保護しようとしている」ことにあるとされ、「ニュースは放送コードのもとで追加の保護が与えられている特別なカテゴリーの番組」として位置付け⁽⁷⁾られている。

(2) 「適切な公平性」の意義と解釈方法

表1で示したとおり、放送コード第5章の各規則を適用するうえで「適切な公平性」は核となる概念である。Ofcom は、ガイダンスにおいて、その意義と解釈方法について以下のように説明している。

「『適切な公平性』とは、全ての見解に対して平等に時間を分割しなければならないことや、全ての議論の全ての側面が代表されなければならないことを意味するものではない。適切な公平性へのアプローチは、主題の性質、番組とチャンネルの種類、コンテンツに対する視聴者の期待可能性、コンテンツとアプローチが視聴者にどの程度伝えられるかによって異なる。大事なのは「文脈」である。」(1.3)

「特定の事例において適切な公平性を維持する必要があるかどうかを決定する際には、放送事業者は、視聴者の内容に対する期待可能性や、その他の関連する文脈上の要因を考慮すべきである。例えば、視聴者は、論争の対象となっている現代の問題に関す

る深刻なドキュメンタリーと比較して、歴史ドラマに対して適切な公平性に関する同じアプローチがとられることを通常は期待しないであろう。」(1.4)

「どのような形式のどのようなニュースであれ、それが適切な公平性を保って伝えられているかどうかを判断するには、関連するあらゆる要素を考慮に入れ、番組全体を文脈に沿って総合的に評価する必要がある」(1.13)

上記のとおり、放送コードで要求する「適切な公平性」は量的公平性ではなく質的公平性を意味し、その内容は番組全体を通じた「文脈」(context)⁽⁸⁾を総合的に考慮して判断される旨が明記されている。また、放送コードが遵守されている限り、適切な公平性がどのように維持されるかは放送事業者の編集に委ねられる旨も明言されている(1.6、1.48)。さらに、適切な公平性を維持するための具体的な編集手法についても例示がされている(1.23、1.48)。⁽⁹⁾

「適切な公平性」を欠いたことを理由に放送コード違反が認定された近時の事例としては、2021年2月24日にBBC ラジオがスコットランド保守党の議員に対して行ったインタビューの放送が挙げられる。同事案では、番組で放送された当該議員の発言内容が長時間にわたって政権を強く批判するものであったにもかかわらず、番組中に政権側の主張(反論)を十分にに取り上げなかったことが、規則5.1条・5.11条・5.12条に違反するとされた。⁽¹⁰⁾

また、ロシア政府から資金提供を受けているニュース・メディア(RT News)が、ロシアによるウクライナ侵攻直後からロシア政府の主張に沿った内容を繰り返し放送したとして、合計29番組につき規則5.1条・5.11条・5.12条違反が認定され、最終的には英国内における放送免許が取り消された。⁽¹¹⁾

このように、公平性規制の違反が認定された事例自体は近時においても存在するものの、RT Newsのような特殊な事例を除けば、放送局が公平性規制の違反を認定される事例は稀である。⁽¹²⁾

4 GB News の台頭と Ofcom への批判

(1) チャンネルの特徴

GB News は、2021年にニュース・チャンネルの放送を開始した英国の地上波放送局である。同社は、BBC や民間公共放送局（Public Service Broadcaster：PSB）の主要局（ITV、Channel4、Channel5 等）とは異なり、無料地上波プラットフォーム（Freeview）等を経由して番組を放送する商業放送局（非 PSB）の 1 つに位置付けられる。

チャンネルの特徴としては、読み上げ原稿に基づき日々のニュースを速報で伝える方式（いわゆるストレート・ニュース方式）ではなく、出演者による討論や分析を中心とした番組によって構成されていることが挙げられる。各番組では、番組の進行役を務める司会者の個性や独自の視点が強く打ち出され、出演者や視聴者との対話や議論が活発に交わされる。

英国内の番組視聴動向について調査を行う BARB の報告によれば、2025年 7 月における GB News の月間リーチ数は380万人であった。⁽¹³⁾これは、BBC のニュース・チャンネル（BBC News：857万人）や有料放送最大手である Sky のニュース・チャンネル（Sky News：750万人）の数字には及ばないものの、特定の時間帯の平均視聴者数ではこれらのチャンネルを上回っているとも報じられており、⁽¹⁴⁾GB News が英国内のニュース番組において、一定のプレゼンスを確立しつつあることがうかがわれる。

もっとも、ニュース・メディアとしての信頼性は低い。2025年にオックスフォード大学ロイタージャーナリズム研究所が実施した世論調査によれば、「GB News のニュースをどの程度信頼できるか」という問いに対して、「信頼できる（Trust）」は29%、「信頼できない（Don't trust）」は44%、「どちらでもない（Neither）」は27%であった。また、他のニュース・メディアに対する回答結果は下表のとおりである。⁽¹⁵⁾（出所：原資料をもとに筆者が一部編集して作成）。

表 2：英国メディアに対する信頼度

メディア名	Trust	Neither	Don't Trust
BBC News	60%	16%	24%
Financial Times	57%	30%	14%
Channel4	56%	26%	18%
ITV News	56%	25%	19%
Guardian	51%	28%	21%
Sky News	51%	27%	22%
The Times	47%	30%	23%
GB News	29%	27%	44%
Daily Mail	24%	27%	49%
Daily Mirror	22%	28%	50%

この調査結果が示すとおり、GB News の信頼性は主要放送局のニュース・チャンネル（BBC News、ITV News、Sky News 等）や、クオリティ・ペーパーと称される新聞（Financial Times、Guardian 等）に遠く及ばない。それどころか、タブロイド紙に分類されるゴシップ中心の新聞（Daily Mail、Daily Mirror 等）と同程度の水準であることが分かる。

以上のとおり、GB News は新興のニュース・チャンネルとして一定のプレゼンスを獲得する一方で、世間からの信頼性はゴシップ紙レベルにとどまるという特徴的な位置付けにある。

(2) 放送コード違反

GB News の更なる特徴として、放送コードの違反件数の多さが挙げられる。2021年 6 月の開局以来、GB News の放送内容は様々な物議を醸し、Ofcom から数々の放送コード違反が認定されてきた。そのうち、公平性要件に関する違反が認定された事例は下表のとおりである。

表 3：Ofcom が認定した公平性に関する放送コード違反

事例	概要
	2023年 3 月11日放送の番組（Saturday Morning with Esther and Phil）におい

英国の番組規制における適切な公平性（due impartiality）の現在地

①	て、保守党国会議員 2 名が番組に出演し、当時の財務大臣に対してインタビューを行ったうえで自らの見解を述べたところ、これらの見解に対する批判や代替的意見が提示される十分な機会が設けられなかったことが、規則5.11条および5.12条に違反すると認定された。
②	2023年 6 月 6 日放送の番組（Martin Daubney）において、司会者が移民・難民政策に関する自身の見解を述べたうえで、リフォーム UK の党首へのインタビューを行ったところ、同党首の見解に対する批判や代替的意見が提示される十分な機会が設けられなかったことが、規則5.11条および5.12条に違反すると認定された。
③	2023年 7 月 7 日放送の番組（The Live Desk）において、GB News が展開する「Don't Kill Cash」というキャンペーンを推進したこと（画面上において視聴者に法改正を求める請願への署名を促すメッセージを表示したことや、関連する QR コードを表示したこと等を含む）が、規則5.4条および5.5条に違反すると認定された。
④	2023年 5 月 9 日放送の番組（Jacob Rees-Mogg's State of the Nation）を含む 5 番組において、保守党の国会議員であるリース・モグ氏がニュース・キャスターを務めたことが規則5.1条および5.3条に違反すると認定され、ほか 4 番組（合計 5 番組）においても同様の認定がされた。
⑤	2024年 2 月12日放送の番組（「People's Forum: The Prime Minister」）において、リシ・スナク首相（当時）とスタジオの観覧客とのやり取りに関連して、GB News が適切な公平性の確保を怠ったことが放送コード5.11条および5.12条に違反すると認定された。また、GB News の度重なる放送コード違反を理由に、放送局に対するペナルティとしては異例の金額となる10万ポンド（約2000万円）の罰金も科された。

また、公平性要件以外にも、放送コード第 2 章「危害や不快感（harm and offense）⁽¹⁶⁾」の各規則について違反すると認定された事案が複数存在する。

これだけの違反認定にもかかわらず、英国のメディア（法）関係者からは、Ofcom の対応に対して厳しい批判が向けられてきた。なぜなら、上記のほかにも GB News の番組内容や演出手法はたびたび物議を醸しており、Ofcom に対して多数の苦情の申立てがされたものの、規則違反が認定されない（あるいは調査の開始に至らない）事案が多数存在したためである。⁽¹⁷⁾

また、GB News には政治家が司会者やゲストとして出演し、特定のトピックについて議論を交わすという番組が多く存在する。このような番組において、

出演者の属性が保守党右派や強硬右派政党であるリフォーム UK の政治家に偏っており、番組内容も同党の主張と親和的であることが指摘されている⁽¹⁸⁾。

長年ガーディアン紙の編集長を務めた Alan Rusbridger 氏は、GB News の番組内容を以下のように要約して批判する⁽¹⁹⁾。

「GB News の夕方の番組の典型的な構成はおおよそ次のようになる。番組冒頭で、司会者が数分間、自身の鋭い見解を述べる。その見解は概して、ファラージ氏が率いる「リフォーム UK」や保守党右派の主張と一致する。続いて4つから5つのニュースコーナーが設けられるが、これも「リフォーム UK」の主張を大きく反映している。そして、選ばれたパネリストたちがバランスや批判的な視点を一切欠いたまま、これらの問題について議論する。」

また、Ofcom の元幹部である Stewart Purvis と Chris Banatvala は、GB News のような意見主張型（opinionated）の番組が台頭したことにより、Ofcom による公平性の解釈は限界まで拡大していると指摘する。そのうえで、「Ofcom は、こうしたニュース・チャンネルに対し、表現の自由や視聴者の期待を根拠として公共放送局よりもはるかに大きな柔軟性を認めている。そのため、今や Ofcom は二段階の公平性システム（two-tier impartiality system）を作り出してしまった。これまで法律は、視聴者数やブランドイメージにかかわらず、このようなシステムを許容したことはなかった」（下線追記）と指摘して、Ofcom の対応は放送メディア全体への信頼を損なうものであると批判する⁽²⁰⁾。

さらに、英国メディア研究の第一人者であるカーディフ大学の Stephen Cushion 教授も、「Ofcom のアプローチは、人々が二重基準（double-standard）とみなすような状況を事実上生み出している。Ofcom は、視聴者の期待（audience expectations）を理由として、BBC のような PSB を、新たな党派的なチャンネルよりもはるかに厳しく監視しているように見える」（下線追記）と指摘している⁽²¹⁾。

英国の放送法制上、公平性要件は PSB・非 PSB を問わず全ての放送局が遵守する必要がある。しかし、ネットメディアが台頭した2000年代後半には、公

英国の番組規制における適切な公平性（due impartiality）の現在地

公平性要件の適用対象を BBC または（BBC を含む）PSB に限定し、非 PSB は規制の対象外とすることが公に検討されていた時期もあった。⁽²²⁾ また、Ofcom 自身も、非 PSB に対して公平性を求めることにより、かえって放送の多様性が害される可能性を懸念していた。⁽²³⁾ しかし、最終的には公平性規制の適用対象は限定されず、現行の規制枠組みが維持されるに至っている。

それにもかかわらず、Ofcom は放送局の属性によって規制アプローチを事実上使い分けているのではないかという疑念が、Purvis らの批判の核心にあるように見受けられる。

5 GB News 事件判決

表 3 の事例④は、上記のような批判が向けられる中で Ofcom が GB News の番組につき公平性違反を認定した事案である。しかし、GB News は Ofcom の決定に対して不服を申し立て、司法審査を要求した。それに対する裁判所の判断が、冒頭で述べた GB News 事件判決（GB News Limited v OFCOM [2025] EWHC 460）である。

(1) 事案の概要

問題となった番組（Jacob Rees-Mogg's State of the Nation、以下「本番組」）は、保守党議員であるモグ氏が司会者を務める1時間のレギュラー番組である。本番組には、3分間のニュース速報のほか、政界のゲストを招いたうえで行われるインタビューやパネルディスカッション、時事問題に関する討論等が含まれていた。

2023年5月9日の放送回の冒頭に、モグ氏は「ドナルド・トランプ前米大統領の性的暴行に関する裁判について、間もなく評決が発表される予定だ。発表され次第、続報する」と発言した。

その後、番組放映中に評決が公表されると、画面下部のテロップには「ドナルド・トランプ氏の性的暴行に係る民事裁判につき、陪審員が評決を下した」という見出しが表示された。

そして、モグ氏が判決内容を伝える間、画面には「速報。トランプ氏の性的

暴行裁判の評決。元大統領、1990年代に女性作家を性的暴行した罪で無罪」というテロップが表示され、その後も判決内容の速報を伝えるテロップが表示され続けた。

(2) Ofcom の決定

Ofcom は、モグ氏の説明内容が明らかに「ニュース」に該当することから、同氏が本番組においてニュース・キャスター（newsreader）として機能していたと認定した。そのうえで、「放送事業者はニュース以外のコンテンツとニュースコンテンツの間を行き来する番組を制作・編集する自由があるが、そのような番組の司会者として政治家を起用することを選択した場合、当該政治家がその番組でニュース・キャスター、インタビュアー、リポーターとして行動しないような措置を講じなければならない」と述べ、ニュース番組に政治家をニュース・キャスターとして起用することを禁じた5.3条に違反するとした。

さらに、「政治家は特定の政党や立場を代表しており、視聴者からもそのように理解される。そのため、時事問題に関しては本質的に偏っていると広くみなされる可能性が高い」と述べ、「（筆者注：放送コードにおいて）民主主義における基本的な重要性のために、ニュースには追加的な保護が与えられている。ニュースコンテンツの適切な公平性を維持するためには、コンテンツ自体に関してのみならず、その提示方法や視聴者にどのように受け取られるかという観点からも、特に注意を払う必要がある。政治家は社会において本質的に偏った役割を担っており、彼らによって提示されるニュースコンテンツは、その認識されたバイアスをもって視聴者に視聴される可能性が高い。そのため、例外的な編集上の正当性なしに、政治家によって放送されたニュースコンテンツを提示することは、適切な公平性の本質的な欠如を引き起こし、放送コード5.1条に違反する」として、5.3条のみならず5.1条にも違反するとした。

GB News は上記の決定を不服として司法審査を請求し、裁判所によって上記決定の妥当性が判断されることとなった。

(3) 訴訟における争点と判決

本件の争点は、①本番組の性質、②規則5.3条の適用範囲、③規則5.1条と5.3条の関係性の大きく3点に分けることができる。

結論として、本判決は上記の各争点につき、①本番組が「ニュース番組」ではなく「時事番組」であること、②本番組が「時事番組」である以上、「ニュース番組」を対象とした5.3条は適用されないこと、③5.1条における「適切な公平性」の有無の審査は、番組の内容や放送の文脈などを総合的に考慮して決することから、政治家がニュースを伝達したことをもって5.1条違反を認定した Ofcom の判断過程に誤りがあることを認め、Ofcom の違反認定を破棄して差し戻した。以下は各論点に関する各当事者の主張と裁判所の判断の詳細である。

ア 本番組の性質について

(ア) 当事者の主張

前述のとおり、規則5.3条は、①「ニュース番組」において、②「政治家」を、③「ニュース・キャスター」等として出演させることを禁じている。本件においてモグ氏が「政治家」であることは明らかであり（要件②）、トランプ氏に対する評決という「ニュース」を伝達している以上、「ニュース・キャスター」（newsreader）にも該当する（要件③）。したがって、仮に本番組が「ニュース番組」に該当するのであれば（要件①）、本番組は5.3条に違反することになる。

問題は、本番組がニュース速報のみならず、パネルディスカッションや時事問題の討論といったコンテンツを含んでいる点である。GB News は、本番組のうちニュース速報に割かれている時間はわずかであり、番組全体としてはあくまで「時事番組」（current affairs program）であるため、「ニュース番組」には該当しないと主張していた。これに対して Ofcom は、本番組には「ニュース」と「時事問題」の双方に関するコンテンツが含まれる以上、本番組は「ニュース番組」と「時事番組」の両方の性質を有し、5.3条の適用対象になると主張していた。

(イ) 裁判所の判断

上記の争点につき、本判決は GB News 側の主張を認め、本番組が「ニュース番組」ではなく「時事番組」に該当すると結論づけた。

その理由として、(1) 放送時間の割合について定めた法298条2項や、

Ofcom が2023年5月31日に公表したガイダンスでは「ニュース番組」と「時事番組」が明確に区別されているところ、規則5.3条との関係で1つの番組が「ニュース番組」と「時事番組」にもなりうるという Ofcom の解釈はこれらと整合せず採用できないこと (para57、62)、(2) 本番組には、時事問題に関するゲストの討論やパネルディスカッション、インタビューといった「時事番組」としての特徴を多く有し、そのことは常識的かつ直感的に理解可能であること (para59、62-64) などが挙げられている。

イ 5.3条の適用範囲

(ア) 当事者の主張

本番組が「時事番組」に分類される場合であっても、番組中に「ニュース」コンテンツが含まれるのであれば、当該部分に5.3条は適用される（＝政治家をニュース・キャスターとして出演する）ことは可能なのか。

この点につき、Ofcom は、仮に番組が全体として「ニュース番組」に該当しなくても、その中にニュースコンテンツが含まれるのであれば、当該部分については5.3条が適用されるとの解釈を示した。これに対して GB News は、5.3条は文言上「ニュース番組」を対象とする規定であることは明らかであり、番組全体が「ニュース番組」に該当しないのであれば5.3条は適用されないと反論していた。

(イ) 裁判所の判断

本判決は GB News 側の主張を認め、「時事番組」である本番組に含まれるニュースコンテンツに対し5.3条は適用されないとの立場を示した。

その理由として、(1) 5.3条の文言上、規制の対象は「ニュース番組」と明記されており、「ニュース」の全てを適用対象としている5.1条とは文言上の違いがあること、(2) 規範の起草者によって選択された言葉は何らかの意味を有し、異なる文言が使われていれば意味が異なってくることは法律解釈の基本であること、(3) 「時事番組」に含まれるニュース部分にも5.1条は適用される以上、あえてニュースコンテンツを5.3条の適用対象とする必要性に乏しいことなどが挙げられている (para87、89)。

ウ 5.1条と5.3条の関係性

（ア）当事者の主張

Ofcom は、政治家がニュース・キャスターとしてニュースを読み上げたことが、（5.3条とは別に）5.1条の違反にも該当すると認定した。政治家はその性質上「本質的に偏った」存在であることから、そのような人物がニュースを伝達すること自体、例外的な正当化事由がない限り5.1条に定める「適切な公平性」を損なうというのが Ofcom の主張である。

これに対して GB News は、（1）モグ氏が伝達したのはいずれも事実に基づく短尺のニュースであり、公平性が害されるような内容ではなかったこと、（2）5.3条に違反しないのであれば、単にニュースを読み上げた事実をもって5.1条の定める公平性の欠如を認定することは不合理であると反論した。

（イ）裁判所の判断

本判決は GB News 側の主張を採用した。その理由として、（1）時事番組において政治家がニュース・キャスターとしてニュースを読み上げる行為が5.1条違反になる可能性自体は否定できないものの、（2）5.3条は5.1条の特則規定として、個々の番組における文脈（context）の考慮なしに特定の行為（政治家をニュース・リーダーとして起用すること）を禁止している。（3）これに対し5.1条は一般規定であり、番組や番組内のコンテンツの内容・性質、司会者の属性など、番組の文脈を評価したうえで公正性の欠如を判断することが求められるところ、（4）そのような文脈を評価することなく、政治家がニュース・キャスターを務めたという事実のみをもって5.1条の違反を認定した Ofcom の決定には過誤が存在することを挙げている（para109、115）。

（4）検討

本件の各論点に共通する対立軸として、規制の文言（形式面）を重視するか、制度趣旨（実質面）を重視するかという点が挙げられる。

両当事者の主張には、いずれも相応の合理性があるように思われる。法律やガイダンスが「ニュース番組」と「時事番組」を明確に区別している以上、5.3条の適用の場面においてその区別がなくなることは不自然である。また、5.3条を番組ではなくコンテンツ単位の規制と読むことも、文言の解釈として

はかなり苦しいように思われる。さらに、5.1条と5.3条を整合的に解釈するのであれば、「ニュース番組」以外で政治家をニュース・キャスターに起用することがただちに違法になるわけではないと解するのが自然であろう。したがって、文言や条文構造との整合性という点において、GB News の主張は説得的である。

他方で、「ニュース番組」であれば禁じられる行為であるにもかかわらず、番組全体を「時事番組」に編成し、そこにニュースコンテンツを含める場合には許容されるという状況に合理性を見出すことは難しい。また、そのような行為が無制限に許容されるとなれば、5.3条の潜脱や形骸化にもつながりかねない。そのため、規制の実質を重視し、番組に含まれるニュースコンテンツに対しても5.3条に準じた規制をかけようとする Ofcom の考え方にも、少なからず理解できる部分がある。

このように両当事者の法解釈にはそれぞれ合理性が存在するように思われるところ、裁判所が採用したのは前者の形式面を重視する考え方であった。その背景にある価値判断を示唆するものとして、以下の判示部分が挙げられる。

「法319条1項は、Ofcom に対し、放送コードを設定するだけでなく、それを随時見直し、改訂する義務を課している。法324条は、それらを行う前のコンサルテーション手続と、それらを行った後の公布手続について明確な要件を定めている。Ofcom が放送コードを規定、見直し、改訂する義務は手間がかかるものである。それは法令によって義務付けられている。それは番組編集の自由に対する制約を伴うものであり、また、あらゆる情報を受け取る視聴者の権利に関する公益と、あらゆる形態のニュースの信頼性に関する公益との間の調和を伴うものである。それは放送局を実質的な危険にさらす。それらに見合うだけの手間のかかるコンサルテーション手続と公布手続の義務が課せられているのは自然なことである。」(para94) (下線追記)

「Ofcom の解釈は、規則5.3の「ニュース」と「番組」の間に「または時事」という言葉を挿入し、業界における新たな動向（政治家主導の時事番組を含む）を反映することの現代的な正当性、さらにはその妥当性や必要性を自ら認定しているに等しいように思われる。(中略) 議会は、放送コードの文言が変更される前に、第三者が協議を行い、事前に情報を知らされる権利を規定し、それに応じて Ofcom の裁量を制

英国の番組規制における適切な公平性（due impartiality）の現在地

限している。裁判所がそれらの文言を解釈によって条文に取り込み、それに伴う規制上の結果を招来することについては、極めて慎重でなければならない。」（para100）

このように、裁判所は、（1）放送コードに基づく番組規制が、放送事業者の編集権（放送の自由）の制約となることや、視聴者の知る権利と報道への信頼性の保護の調和と密接に関連することをふまえ、（2）その重要性和、放送コードの制定・改訂にあたって法が要求する手続規制とを結び付けたうえで、（3）法が要求する手続を経ずに、Ofcom や裁判所の判断によって実質的な文言変更となるような（かつ予測可能性が損なわれるような）解釈をすることに対して謙抑的なスタンスを採用している。

要約すれば、“番組内容規制は表現の自由（編集の自由や知る権利）と密接に関連する以上、放送コードの文言から解離した解釈を行うのであれば、法が要求する改訂手続を履践し、予測可能性を確保して行うべきである”というのが裁判所の立場であり、番組規制の制定・改廃プロセスにおける適正手続が重視されたことになる。

なお、裁判所は本番組における GB News の演出手法が「適切な公平性」を満たすとお墨付きを与えたわけではない。本判決は、あくまで Ofcom が政治家のニュース・キャスター起用という一事をもって5.1条違反を認定したことを違法と判断しているにすぎず、番組の文脈を考慮したうえで、改めて5.1条違反を認定する余地は残されている。そのため、本判決は Ofcom に再度本件の検討をさせるべく決定を破棄したうえで差し戻すとし、本番組の公平性の有無について裁判所が何らかの決定や指摘を行うものではないことを明示的に述べている（para117）。

（5）判決の影響

Ofcom は上記判決について控訴せず、これを受け入れることを表明した。そして、直接には司法審査の対象となっていなかった番組も含め、事例④で決定した違反認定を全て撤回した。また、公平性要件の違反の有無を調査中であった他の番組に関しても、調査を打ち切ること（すなわち公平性違反を認定しないこと）も決定した。

そのうえで、番組におけるニュースと時事問題の区別が曖昧となっていることや、政治家が司会を務める番組が増えていることを理由に、放送コードの改訂を提案し、2025年5月12日からコンサルテーション手続を開始した。主要な変更点としては、5.3条の文言を「いかなる種類の番組 (any types of program)」においても、政治家をニュース・キャスター、ニュース・インタビュアー、またはニュース・リポーターとして起用してはならない」とすることで、その適用対象を従来の「ニュース番組」から全番組に拡張するという内容である⁽²⁴⁾。

このように、5.1条に基づく実質審査をもってGB Newsのような演出手法を規制するのではなく、あくまで5.3条の形式審査の適用対象を拡充することによって対応するというのが、Ofcom が目指した対応策であった。

しかし、Ofcom の声明によれば、コンサルテーション手続において寄せられた意見のうち、改訂に賛成するものはごくわずかであり、圧倒的多数が改訂に反対する内容であった。もっとも、反対の方向は大きく2つに分かれた。

一方は、改訂後の規定内容が厳格に過ぎるため反対するというものであり、規制対象である放送局から寄せられた見解はその多くがこの類型に属する。具体的な理由としては、(1)「ニュース」の外延が必ずしも明確ではない中で番組種別を問わず規則5.3条が適用されることになれば、政治家の番組出演そのものに対する放送局の萎縮効果 (chilling effect) が発生し、(2) その結果として政治家が番組に出演することが事実上禁止されることになるか、その慣行を大幅に制限し、政治家が番組に参加することが妨げられるというものである (3.23)。

他方で、各種団体や学者等から寄せられた見解は、むしろ改訂後の規則では視聴者保護として不十分であり、政治家による番組出演をより広範に規制すべきという内容が多かった (3.32)。一例を挙げると、ウェストミンスター大学の Steven Barnett 教授からは、(1) 放送局における表現の自由と、テレビ・ニュースにおける公平性の要件は対立する概念ではなく、公平性の本質とは論争となっている問題について多面的な見解が提示される機会の保障であり、その機会に晒されることによって、視聴者は十分な情報に基づいた意思決定を行

英国の番組規制における適切な公平性（due impartiality）の現在地

うことができるのであって、(2) 表現の自由を根拠に公平性の維持に対して緩やかな規制アプローチを正当化する対応は不合理であるから、(3) ニュースとそれ以外の番組を区別することなく規制を適用すべきであるとの意見書⁽²⁶⁾が提出されている。

上記のような圧倒的多数の反対意見を受けて、Ofcom は最終的に放送コードの改訂を断念し、ガイダンスの修正にとどめることを公表した。具体的には、規則5.3条の適用にあたって番組を「ニュース番組」と「時事番組」に分類するうえでの考慮要素（1.27）や、「政治家」の範囲に関する記載（1.29）が追記されたほか、規則5.1条の適用にあたっては、政治家としての地位も公平性の有無の判断の考慮要素とされる旨（1.15）が追記された。総じて規制範囲を明確化し、放送事業者の予見可能性を担保するための改訂であって、規制を強化する方向での改訂ではない。実質的には、規制強化に対する消極派の見解が採用されたことになる。

こうして、時事番組に政治家をニュース・キャスターやニュース・リポーターとして起用するという演出手法は、英国のテレビ放送において事実上容認されることになった。

6 日本の番組規制への示唆

これまで見てきた英国における「適切な公平性」を巡る事象や議論は、公平性をはじめとする日本の番組規制の在り方を検討するうえで参考になる要素があるように思われる。紙幅の関係から各論点に関する本格的な検討は他日を期すとして、以下では日英の異同という点に着目し、若干のコメントを述べる。

(1) 「オールドメディア」のなかのニューメディア

日本において「オールドメディア」ないし「新興メディア（ニューメディア）」という概念が用いられる場合、それは専ら媒体に着目した分類・対置であるように思われる。しかし、近時の英国では、テレビ放送という同じ「オールドメディア」の中で新興のニュース・チャンネルが台頭した結果、伝統的な公平性規律の在り方そのものが大きく揺らいでいる状況にある。

GB News のような演出手法が視聴者から一定の支持を獲得していることをふまえれば、これをテレビ報道の新たな可能性の1つとして考えることもできるかもしれない。他方で、番組の公平性規律が緩和されることは他の情報メディアとの同質化を招くおそれがあり、社会における情報チャネルのベストミックスという観点で負の影響が生じることが懸念される。

英国とは新規参入の障壁が異なることもあり、日本では GB News のような放送事業者が現れることは（少なくとも短期的には）考えにくい。しかし、日本のテレビが持つ高い信頼性⁽²⁷⁾は、テレビという媒体特性が持つ当然の果実ではなく、放送局自らが公平性や報道の正確性といった各種の番組規律を堅持してきたことに由来する（逆にそれがなくなれば、テレビが持つ最大の競争優位性すら失われかねない⁽²⁸⁾）ことを再認識するうえで、近時の英国における一連の動きは示唆的であるように思われる。

(2) 放送局の属性と公平性規律の適用

日本の放送法4条1項は、「放送事業者」を広く適用対象としている。そして、民放連の定める放送基準は、テレビ・ラジオ、地上波放送・衛星放送を問わず、全ての加盟放送局が遵守すべき行動規範として位置付けられている。また、NHKの番組基準と民放連の放送基準とで公平性に関する規律の文言は異なるものの、そこに実質的な違いは見出せない。したがって、少なくとも規範の形式面においては、放送局の属性によって遵守すべき公平性の内容や水準に違いはないように見受けられる。

しかし、英国ではかつて放送局の種別によって公平性規律の適用を区別することが検討され、近年でも放送局の属性によって Ofcom の規制アプローチが実質的に異なる（「二重基準」が採用されている）と指摘されていることは前述のとおりである。

日本においても、例えば公共放送（NHK）と民間放送、地上波放送と衛星放送、テレビ放送とラジオ放送、広域放送と県域放送では、それぞれ異なる役割や機能を担っている。そのため、このような属性の違いが要求される公平性の内容や水準に影響を及ぼすのか（より実際的には、公平性に関する放送倫理違反の有無の認定にあたり、当該放送局の属性をどこまで斟酌できるか／すべ

英国の番組規制における適切な公平性（due impartiality）の現在地（30）
きか）ということは、現行制度下においても問題となりうる。また、仮に要求される公平性の水準に実質的な違いがあるとすれば、その違いの正当化根拠を何に求めるのが問われることになる。

番組規制の正当化根拠を巡っては、かねてより複数の考え方（いわゆる稀少性論、社会的影響力論、部分規制論⁽³¹⁾）が提唱されてきた。周波数の稀少性を重視するのであれば（稀少性論）、稀少性がより高い地上波放送を、衛星放送よりも厳しく規律する（逆にいえば、衛星放送に対しては緩和された規制アプローチを採用する）ということが正当化されうる。また、放送が持つ特殊な社会的な影響力を重視するのであれば（社会的影響力論）、放送局の中でもより影響力が大きい局（例えば民間放送よりは公共放送、衛星放送よりは地上波放送、ラジオ放送よりはテレビ放送等）に対して、相対的に高い水準の公平性を求めるということも考えられよう。

また、部分規制論⁽³²⁾は、複数のメディア形態のうち一部のメディア形態（放送メディア）に対してのみに規制をかけることで、情報が受け手に伝わる機会の平等の確保しつつ、それによって生じうる過剰規制や萎縮効果のおそれを緩和することを志向する。このような考え方は、同じ放送メディアの中でもその性質によって異なる規制アプローチを採用する（つまり、放送メディアの一部をさらに部分的に規制する⁽³³⁾）こととも整合する。

以上のとおり、番組規制の正当化根拠から考えても、公平性規律の適用にあたって放送局の属性を斟酌することは合理的な規制アプローチであるように思われる。また、そのようなアプローチは、放送局にそれぞれの役割や機能に応じた番組作り⁽³⁴⁾を促すうえでも有用かもしれない。

(3) 政治家の番組出演

英国では、政治家の番組起用に関して放送コードで詳細な規定が設けられているところ、GB Newsの台頭をきっかけに政治家の番組出演の在り方（演出手法を含む）が議論されるようになった。また、2025年の放送コードの改訂手続においては、政治家を番組に起用することへの萎縮効果を懸念する規制反対派と、政治家による時事番組の出演自体を禁止すべきという規制賛成派の見解の対立があったことは前述のとおりである。

日本の場合、民放連の定める放送基準等において、政治家の出演を直接的に制限する規定は存在しない。また、実際に政治家の番組出演自体は珍しいことではなく、過去には現職の総理大臣や国会議員がニュース番組やバラエティ番組に出演した例も複数存在する。⁽³⁵⁾ もっとも、政治家とはその性質上「本質的に偏った」側面を持つ存在であるから（本稿5（2）参照）、番組出演にあたっては政治的公平性との間で緊張関係が生じることは避けられない。

報道番組や討論番組の場合、視聴者にとっては番組を通じて政治家や政党の見解を知り、自らの政治的意思を形成するための判断材料を得る機会になりうる。そのため、政治家の番組起用それ自体は民主主義社会にとって有益な側面がある。もっとも、その副作用として、特定の政治家や政党がクローズアップされることにより視聴者の政治的意思の形成が歪められるリスクも大きく、キャスティングや番組の進行にあたっては、特定の見解や政党に偏りがないように十分な配慮を行うことが求められる。

これに対し、いわゆるバラエティ番組に関しては、一見すると上記のような弊害は小さいように思われる。しかし、一口にバラエティ番組といってもその内容は様々であり、社会的評価が分かれている時事問題が取り扱われるケースや、ニュース番組との区別が困難なケース（いわゆる「情報バラエティ」と称される番組等）も存在する。また、一見するとバラエティ（風の）番組であるからこそ、視聴者が出演者の発言やその属性・党派性に対して無警戒・無防備になりやすいという特有のリスクも軽視できない。したがって、バラエティ番組であったとしても、報道・討論番組と同様に（あるいはそれ以上に）⁽³⁶⁾ 質的公平性の確保について慎重な対応が求められよう。⁽³⁷⁾

また、上記に派生する論点として、（GB Newsのように）政治家を報道・討論番組の司会者やキャスターとして起用することは可能かという問題が挙げられる。⁽³⁸⁾ 政治的公平性の有無は番組単体ではなく当該放送局の番組全体を通じて判断されるため、政治家を司会者等に起用することがただちに公平性違反になるわけではない。もっとも、司会者やキャスターは、文字どおり番組の「顔役」として視聴者に強烈な印象を与えることに加え、演出・進行上も他の出演者と完全に対等な関係に位置付けることは難しい。したがって、仮に異なる政

治的立場を有する者を同じ番組に出演させるといったキャスティング上の配慮を行ったとしても、（少なくとも番組単体としては）十分な質的公平性が保たなくなるリスクが高い。また、政治家が自身の意見は述べず純粋な事実を伝える役割に徹するとしても、視聴者はその発言内容が「事実」なのか「意見」なのかを適切に識別することは難しく、客観的にその境界を明確化することも困難である。

以上をふまえると政治家を番組の司会者やキャスターとして起用するにあたっては、その必要性及び相当性について慎重な検討が求められるように思われる。

（4）放送基準の文言解釈

GB News 事件では、Ofcom がどこまで放送コードの文言から離れた解釈をなしうるかということが1つの争点となった。日本においても、放送基準の適用にあたって、文言をはじめとする規範の形式性をどこまで重視すべきかという点は問題となりうる。

この問題を考えるうえで参考となるのが、恋愛リアリティ番組に関連して出演者の健康状態に対する放送局の配慮義務が問題となった事案である（2021年3月30日付放送人権委員会決定第76号）。当該事案において、BPO は放送局の配慮義務を直接的に根拠づける明文の規定は放送基準等に見いだせないとしつつも、「出演者の身体的・精神的な健康状態に放送局が配慮すべきことは社会通念上当然のことであり、場合によっては契約上の付随義務等として法的な義務となるものであって、出演者へのこうした配慮は放送倫理の当然の内容をなすものと考えられる」として、放送倫理違反を認定した（なお、同事案を契機に放送基準の改訂が行われ、現在では民放連放送基準第8章（56）に関連する規定が存在する）。

英国の場合、放送コードは法律の授権に基づいて制定された法的拘束力のある規範であって、監督機関である Ofcom は放送事業者に対して制裁の発動権限を有する。そのため、Ofcomによる違反決定は放送の自由に対して相応の萎縮効果をもたらしうるものであり、制限範囲の明確性や予測可能性を担保する観点から、規範の形式性が重視されるのはやむを得ない。

これに対し、日本の放送基準はあくまで放送局自身が定めた自主規範であることに加え、BPO も自主自律のために設置された第三者機関であり、放送事業者に対する制裁権限を有しない。したがって、日本の制度下においては、放送基準等の文言を弾力的に解釈・適用することや、明文化された規定の間隙を社会通念によって補充することも可能であり、制度上むしろそうすることが期待されているものと考えられる⁽³⁹⁾。また、そのようなスタンスは民放連が示す放送基準⁽⁴⁰⁾の運用に対する考え方（成文化された規範には合理的な解釈の幅が存在し、放送基準といえどもその例外でないこと）とも整合する。

なお、上記の恋愛リアリティ番組の事例は番組の内容の是非が問われたものではないため、そもそも放送倫理違反の認定によって表現内容への萎縮効果が生じるような事案ではなかった。加えて、決定文においては関連する規定や指針についても参照しており、形式的な規範性を一切捨象して放送倫理の内容が導出されたわけではない。これらの観点からも、上記決定が用いた解釈手法は相当なものであったと考えられる。

7 おわりに

2026年5月7日、英国では統一地方選挙が行われた。事前の世論調査で首位につけたリフォーム UK が最多議席を獲得する一方で、労働党（政権与党）と保守党は大量の議席を失うこととなった。今後、政界におけるリフォーム UK の影響力が一層強まることは避けられない。

そのリフォーム UK に親和的と評される GB News は、英国の放送規律が長年堅持してきた公平性の限界を押し広げつつある。同局は、その党派性のみならず、ときには陰謀論や排外主義の推奨とも受け止められかねない過激な放送内容で注目を集めてきたが、今や英国のテレビニュース・チャンネルにおいて軽視できない存在となった。UK リフォームと同様に GB News もその勢力を拡大することとなれば、英国のテレビ放送における政治的公平性にとって大きな転換点にもなりうる。司法からは放送コードの文言の遵守を求められ、社会からは放送コードの改訂を拒絶された Ofcom には、もはやこの流れに抗う

術は残されていないようにも見受けられる。

留学中の英国でコロナ禍を経験し、流言飛語が飛び交うウェブ空間に疲れて各局の報道を連日食い入るように見つめていた経験を持つ身としては、近時の英国の状況に戸惑いを覚えつつも、比較法的な視点の端緒として興味深く感じている。今後もその動向を注視しつつ、上記6では断片的にとどまってしまった諸論点の更なる検討については他日を期すこととしたい。

- (1) 放送法4条1項2号。かかる規定については、その法的性質を巡って多くの議論の蓄積があるが、紙幅もふまえ本稿では掘り下げない。近時の論稿として、市川正人『表現の自由「政治的中立性」を問う』（2024年、岩波新書）171頁以下。
- (2) BPO 放送人権委員会「SNS時代の選挙報道 局の垣根を超えて議論」2025年2月3日<<https://www.bpo.gr.jp/?p=12337>> 2026年5月1日最終アクセス。
- (3) 上杉慎一・秋元宏美「テレビの選挙報道はどう変わったのか～2025年参議院選挙から～」放送研究と調査75巻（2025年12月号）1頁。
- (4) 水谷瑛嗣郎「『刺戟』の時代における「静穏」の確保——新聞やテレビは熟考の機会を提供できるのか？」法学セミナー848号（2026）33頁、成原慧「ソーシャルメディアが問い直す選挙の形」世界990号（2025）70頁。
- (5) Steven Barnett “Imposition of Empowerment? Freedom of Speech, Broadcasting and Impartiality” in Merris Amos and others (ed) ‘Freedom of Expression and the Media’ (Brill Nijhoff, 2012) 45.
- (6) 各規則は適用対象となる放送サービスが異なるが、一般的なテレビ放送サービス（BBCを含む）については、基本的に全ての規則が適用される。唯一の例外が5.13条で、同条の適用はローカル・ライセンスのラジオサービスに限定され、テレビ放送サービスやBBCに対しては適用されない。これは、地域のコミュニティ・ラジオ等はそのリソースや収益構造上の制約から、1つの番組内で公平性を維持することが困難である実情に鑑み、個別の番組における公平性は要求せず、「全番組を全体として見た場合に」特定の見解が突出していないことのみを求めることで規制の緩和を図るものである。
- (7) Ofcom “Broadcast and On Demand Bulletin” Issue494 (March 18, 2024) 22.
- (8) ガイダンスにたびたび登場する「文脈」(context)の意義は、規則2.3条において規定されている。具体的には、番組やシリーズの編集内容、放送時間、当該番組の前後に予定されている他の番組の内容、生じる可能性のある害や不快感の程度、潜在的な視聴者規模と構成、番組に対して視聴者が有すると想定される期

待内容などが考慮される。

- (9) 具体的には、(1) 様々な情報源から別の見解を求めること、(2) 放送事業者が特定の個人または組織に別の見解を求めたことを適切な頻度で目立つように明確にすること、(3) ニュース事項で表明された見解に対し、番組内の司会者やリポーターによって批判的に異議を唱えること、(4) インタビューの相手方が特定の見解を表明した場合は、インタビュアーまたは司会者がインタビューへの質問を通じて他の代替的な見解を示すこと、(5) 特定の機関、政府、個人から代替的な見解を得られない場合は、放送事業者はそれらの公式声明を参照すること等が挙げられている (1.6、1.48)。
- (10) “Ofcom Broadcast and On Demand Bulletin” Issue 455 (June 25, 2022)
- (11) “Ofcom Broadcast and On Demand Bulletin” Issue 454 (July 18, 2022)。なお、RT News はそれ以前にも公平性要件に関する違反認定を受けたことがあり、その際は裁判で争ったが、高等法院判決 (TV-Novosti v Ofcom [2020] EWHC 689)・控訴院判決 (TV-Novosti v Ofcom [2021] EWCA Civ 153) とともに Ofcom の決定を支持している。
- (12) Stephen Cushion “How UK Broadcasting’s key principle of impartiality has been eroded over the years” The Conversation (March 29, 2023) <<https://theconversation.com/how-uk-broadcastings-key-principle-of-impartiality-has-been-eroded-over-the-years-202762>> 2026年5月1日最終アクセス。
- (13) BARB “Monthly Viewing by channel/service” <<https://www.barb.co.uk/monthly-viewing/>> 2026年5月1日最終アクセス。
- (14) Press Gazette “GB News beats Sky and BBC on average viewer for six months in a row” <<https://pressgazette.co.uk/media-audience-and-business-data/media-metrics/gb-news-viewing-figures-2025-sky-bbc/>> 2026年5月1日最終アクセス。
- (15) Reuter’s Institute for the Study of Journalism “Reuters Institute Digital News Report 2025” 68.
- (16) 具体的には、(1) 番組の司会者が英国保健安全庁により公表されている新型コロナウイルスの接種状況に関するデータを取り上げ、その数字を著しく誤解を招くような解釈で伝え、視聴者に危害を与える恐れがある放送を行ったことが、規則2.2条に違反すると認定された事案、(2) ゲスト出演したコメンテーターが、新型コロナウイルスのワクチン接種は「大量殺人」であり「ナチス以前のドイツの医師の行為に匹敵する」等との主張を繰り返したにもかかわらず、GB News がこの発言に関して視聴者の保護のための適切な対応をとらなかったことが、規則2.1条に違反すると認定された事案、(3) レギュラー出演しているコメンテーターが、ある政治ジャーナリストを性的に侮蔑する発言を行ったうえ、番

組司会者がそれを容認するかのような言動を行ったことが、規則2.3条に違反すると認定された事案、(4) 番組司会者が LGBTQ のコミュニティと小児性愛者を関連づける差別的な発言を行ったことが、規則2.3条に違反すると認定された事案などである。

- (17) 代表的な例としては、(1) 医学的根拠がないにもかかわらず、番組司会者が新型コロナウイルスのワクチン接種によって「ターボ癌」という疾病が生じると発言した事案、(2) 番組司会者が、GB News の記者による調査結果として「非英国風 (non-British-sounding)」の名前を持つ刑事被告人の割合を紹介した事案、(3) 番組のゲストコメンテーターが、特定の政治ジャーナリストを性的に侮蔑する発言をし、番組司会者も当該発言を制止せず、それを容認するように受け取られる対応を行ったこと等が挙げられる。
- (18) Alan Rusbridger “Screen scandal : How Ofcom lets GB News get Away with it” The New World (March 18, 2026) <<https://www.thenewworld.co.uk/alan-rusbridger-screen-scandal-how-gb-news-gets-away-with-it/>> 2026年5月1日最終アクセス。
- (19) Ibid.
- (20) Stewart Purvis and Chris Banatvala “Ofcom’s approach to GB News will dilute trust in media – just when we need it most” The Guardian (March 13, 2024) <<https://www.theguardian.com/commentisfree/2024/mar/13/ofcom-gb-news-media-regulator>> 2026年5月1日最終アクセス。
- (21) Stephen Cushion “Ofcom has rules on broadcaster impartiality – so why is GB News getting away with breaking them?” The Conversation (March 20, 2024) <<https://theconversation.com/ofcom-has-rules-on-broadcaster-impartiality-so-why-is-gb-news-getting-away-with-breaking-them-226069>> 2026年5月1日最終アクセス。
- (22) Mike Feintuck “Impartiality in News Coverage: The Present and the Future” in Merris Amos and others (ed) ‘Freedom of Expression and the Media’ (Brill Nijhoff, 2012) 73,81.
- (23) Ibid.
- (24) Ofcom “Politicians presenting news Consultation on proposed amendment to Rule 5.3 of the Ofcom Broadcasting Code” (May 12, 2025)
- (25) Ofcom “Politicians presenting news Statement on proposed amendment to Rule 5.3 of the Ofcom Broadcasting Code” (October 20, 2025)
- (26) Steven Barnett “Response to Ofcom’s Consultation on Politicians Presenting News” (June 23, 2025)

- (27) 水谷瑛嗣郎「放送法制から見たデジタル情報空間」ジュリスト1574号（2022）42頁。
- (28) 水谷・前掲42頁は、「規律された自主規制」を背景に各放送事業者の努力によって担保されてきた報道の正確性や社会的評価といったテレビ放送の「ブランド力」こそが、アテンションエコノミー下において、国民の知る権利に奉仕するという機能を果たし、テレビ局が生存していくための唯一の指標となり得ると指摘する（同25頁）。
- (29) 民放連放送基準第2章（11）「政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する」、日本放送協会番組基準第1章第4項1「政治上の諸問題は、公正に取り扱う」。
- (30) これまでBPOで審議入りした事案においては、地上波テレビ放送局が当事者となっているものが圧倒的多数を占めるが、ラジオ放送局が当事者となった事案（2008年7月1日付放送人権委員会決定第37号）や、BS放送局が当事者となった事案（2010年12月2日付放送倫理検証委員会決定第9号決定、2011年6月30日付同第11号）も少数ながら存在する。
- (31) 長谷部恭男「デジタル情報空間における放送と放送法制」ジュリスト1574号（2022）14頁以下。
- (32) 日本における部分規制論の議論状況を詳細に分析するものとして、西土彰一郎「部分規制論」駒村圭吾・鈴木秀美編著『表現事由Ⅰ状況へ』（向学社、2011）273頁以下。
- (33) 長谷部・前掲17頁は、「部分的規制論は（略）どのような規律がどの放送メディアに対して課されるかを具体的に指し示す議論ではない。多くの人々が日常的に視聴することが想定される地上波の数少ないチャンネルを利用する基幹放送と、通信衛星の数多くのトランスポンダを利用し、少数の視聴者向けにサービスを提供する一般放送で、規律の内容におのずと違いが生まれると考えるのは自然なことである」と指摘し、「稀少性論と社会的影響力論は、そうした具体的な規律の濃淡の判定する際の物差しとしては十分に活用できるし、また活用すべきであるものと思われる」と述べる。
- (34) 過去に行われたBPO放送倫理検証委員会とBS放送局の意見交換会では、委員側から、BS局には地上波のような横並び的な番組ではなく独自色のある番組を放送してほしいこと、BS局の報道番組でやるべきことは網羅主義ではなく「一点突破」であること、かつてのユニークな民放局の深夜番組のような「少しとんがった番組」を期待することなどが伝えられている（放送倫理検証委員会「BSテレビ各局と意見交換会」2015年10月22日 <<https://www.bpo.gr.jp/?p=8370>> 2026年5月1日最終アクセス）。

- (35) 政治家の番組出演が問題視された事例を分析するものとして、大石泰彦『メディア報道の四半世紀 解説編』151頁以下。大石は、放送メディアと政治権力の癒着の延長線上にあるものとして、権力側による放送番組の「政治的利用」とメディア側による「政治的便乗」の構造に警鐘を鳴らす。
- (36) 私見としては、むしろバラエティ番組の方が政治家の出演自体に対して慎重な姿勢が求められるように思われる。本文で述べたとおり、バラエティ番組には政治的公平性に関する特有のリスクがあることに加え、報道・討論番組と比較して政治家を番組に起用することの社会的意義が乏しく、その必要性や正当性を示すことが難しいケースが多いように思われるためである。
- (37) トークバラエティ番組に日本維新の会の関係者3名がゲスト出演し、政治問題や時事問題に関するトークを繰り広げたことが政治的公平性との関係で問題となった事案につき、BPO 放送倫理検証委員会は審議入りを見送った一方で、委員長談話（2022年6月2日付「毎日放送『東野&吉田のほっとけない人』について」）を発表している。同談話では、「多くの番組が特定のジャンルに分類することが難しくなっている現状をふまえると、バラエティー番組だから政治的公平性は緩くても大丈夫という言い訳はもはや通用しない」という委員の個別意見が引用されているほか、委員会からの指摘事項として「番組ジャンル間の境界が曖昧になる中、バラエティー番組では、こと政治問題を取り上げるに限っては、視聴率重視によるキャスティングが適切であるかどうかは、今一度見直す必要がある」旨が述べられている。
- (38) 自民党議員が司会役を務め、同党の所属議員のみが出演するトーク番組を3か月（1クール）放映したことにつき放送倫理違反が認定された事案として、2011年6月30日付放送倫理検証委員会決定第11号を参照（なお、同決定3頁によれば、審議対象となった番組以外にも、特定の議員がレギュラーで司会を務める番組が同じ時期に放映されていたとのことである）。
- (39) 曾我部真裕「BPO 放送人権委員会での12年間の経験からみた「放送と人権」」民放 Online 2025年5月22日<<https://minpo.online/article/content-52.html>> 2026年5月1日最終アクセス。曾我部は「放送倫理とは固定的なものではないはずであり、委員会が事案に応じて熟慮のうえで動態的な判断を行うことは許されると考える」と指摘する。
- (40) 日本民間放送連盟『放送倫理手帳2024』14頁（「放送基準運用の仕組み」）。